

[検討事項] □議会モニターの実施**1. 考え方について**

議会は、必要に応じて、いつでも市民の意見を広く聴取できる体制を整えるとともに、モニターとの意見交換を通して、議会活動及び委員会活動並びに議員活動に市民の意思を反映させるため、議会モニター制度を設けることができる。

2. 福島市議会の状況

未実施

3. 参考条文、参考事例等**○北名古屋市 第 6 条(市議会モニター制度)**

市議会は、市民の意見を広く聴取し、市議会活動及び委員会活動並びに議員活動に反映させるため、市議会モニター制度を設けることができる。

2 市議会モニター制度については、別に定める。

○佐伯市 第 7 条(議会モニター制度)

議会は、市民によって組織された各種団体等を中心とする議会モニターを設置し、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下これらを「委員会」という。）において重要な議案等を審査する際、当該議案等に対する議会モニターの意見を広く求め、意思決定に反映させるものとする。

2 議会は、議会モニターから議会の運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会活動の改善に努めるものとする。この場合において、委員会は、必要に応じ当該委員会における審査の過程等の説明を行うものとする。

3 議会モニターの運営に関しては、議長が別に定める。

○防府市 第 20 条(議会モニター制度)

議会は、市民の意見を広く聴取し、議会活動及び委員会活動に反映させるため、議会モニター制度を設けることができるものとします。